

《条例の法的性格と法律との関係等の検討・整理について》

（野沢座長）

定刻を過ぎたのでそろそろ始める。

今までは応募のあった事例を分析してきたが、少し見方を変えて、法律的な観点から議論を進める。また、各関係団体の条文案も参照したい。また、今後の研究会の進め方も併せて話し合うことにする。事務局から資料の確認を。

（事務局：小森）

〔資料確認〕

（野沢座長）

そして事務局から法制上の論点、つづいて鈴木教授から解説、また、佐藤副座長からも補足をお願いしたい。

（事務局：小森）

法的な論点を資料2にまとめた。

現行法の中の障害者差別に関する規定について。憲法、障害者基本法、また、人権擁護法（案）。具体的条文は資料3を参照されたい。

（以下、資料2の説明）

1. 現行法の規定
2. 諸外国の類型

定説ではないが、書籍からの類型を引用した。

3. 条例の法的効力

政令・省令に対して条例の効力は劣るものとされている。

条例でできることは限られている。また、各関連団体の法律案は、当然ながら国の法律を前提にしている。また同様に、諸外国の立法も国レベルの法律であり難しい。

（野沢座長）

いろいろ質問もあろうかと思うが、鈴木先生から説明をいただいた上で話し合いたい。

（鈴木教授）

政策法務アドバイザーの鈴木です。今日の話は決まったことを話せと言われているようで荷が重い。私も障害者差別禁止法の専門家ではないが、私と佐藤副座長は法律家なので、議論の前提となるような法的枠組みの話をさせてもらいたい。

法的な制度は、いわば自分がどのように考えるかということである。

初めに、「条例には、国の法律と違った限界がある」ということを言わねばならない。限界とはどういう意味か。例えば裁判所に持っていったとき、「条例が法律に違反するので駄目」と言う話になる。だから、裁判でも通用する条例にする必要がある。

私は、必ずしも国の裁判所を当てにしなくても、いろいろな選択肢があるのではないかと思います。白か黒か、有罪か無罪かと言うことではなく、中間的な、柔軟かい方法もあるのではないかという話をしたい。

今日はレジュメを作らせてもらった。（資料8）

このレジュメの1と2に、さらに3番目に付け足し、「ハードルールとソフトルール」「ハードローとソフトロー」という点を加えてお話しする。

まず第1に、いきなりで申し訳ないが、「自治体の条例制定権の限界」の話をしなければならぬ。まず、憲法の私人間効力という話。さきほど、事務局から憲法14条の話があった。憲法が、私人間、つまり「民対民」で適用されるか、ということについて。最高裁判所は「憲法は民対民の関係に適用されない」という判例を確定している。すなわち、行政と民間＝私人との間だけに適用される。たとえば、会社内で差別があっても、憲法は適用されない。国や、地方公共団体などの行政機関と私人とのあいだでのみ直接適用される。

では、民対民ではどうなるか。これは法律を待つことになる。例えば、男女平等について。憲法では24条で謳っているが、では、労働の場面ではどうか。具体的には、労働基準法が適用されることになる。

ではさらに、法律がない時はどうなるか。昔、女性の結婚退職制度をしていた企業が訴えられたがあった。これは、民法90条で「公序良俗、つまり、公の秩序と善良な風俗に違反する場合は、法律行為（契約など）は無効となる」という規定がある。そして、結婚退職制度は、民法90条違反であり、無効ということになった。民法の解釈をするとき、憲法14条を読み込んだわけである。民法90条は規定が漠然としているので、憲法14条を借りてきて解釈した。

憲法は、民法を通して、間接的に適用される。憲法を、民法に読み込んだ上で、解釈に活かす。これが、最高裁判所の解釈の仕方になっている。憲法は民対民の関係では間接的に適用されている。憲法の趣旨が民法の公序良俗という解釈の中で生かされることになる。これが司法の一般的なスタイルである。

まず、「憲法は民対民の関係では間接的に適用される」ことを確認する。これが第1点。

次に、条例制定権の限界の話をする。

条例には所管事項があり、対象事項の限界がある。私法の世界、つまり民対民の世界については、条例で定めることはできない。少なくとも、裁判で使うような規定はできない。いわば、民法は地域ルールではなく全国ルールなので、国の法律ではできても自治体の条例ではできないことがある。そこを意識していかなければならない。

憲法でも「法律の範囲内」、地方自治法でも「法令の範囲内」と、そういうことを意識しなさい、と言う規定がある。憲法と地方自治法は、大体同じ意味とされている。となると、どうなるか。条例は、地域の特性・実情を考えて制定されることになる。しかし、実情というものが決まり切っているかという、そういうわけでもない。例えば、かつて、

公害防止条例は国の法律を先取りして、これが全国に広まって、国の法律ができた。

そういう意味で必要なことは、県民全体の意思が非常に固い、ということ。「これが、千葉県の固い意思なんだ」ということが現れれば、条例を支える下地になる。千葉県民全体の法意識・ルール意識がそこまで高まっているかが心配である。そのような意識があれば、条例を支えてくれるということもあるが、そこまで意識が高まっていないということであれば、ハードなルールはむずかしい。小さな柔らかいルールを作って事例を積み上げて、徐々に形作っていくのがよいのではないか。

しかし、こういう場合でも「虐待」ということであれば、公序良俗違反になるし、不法行為であると言える。これは、現在でも裁判所に行けるし、刑罰もある。

ただ、虐待に至らないケースをどう取り上げていくか、これが難しい。これをどのように条例として組み立てていくか。現時点でも、虐待に当たるようなケースは裁判所も取り上げてくれる。しかし、そうでないケースは裁判所も首をかしげてしまう。

ルール違反があったときに裁判で勝てるものを「裁判規範」と言うが、そういう観点からすると、虐待に至らないものについて裁判規範を制定するのは難しい。

「合理的配慮義務」も、厳密にいうと虐待も入るし、どのくらい言葉として厳密に使われているのか曖昧である。仮に、直接差別と間接差別とに分けても、直接差別は虐待だが、間接差別、例えば、配慮してくれない、というケースをこれからどのように扱うかが課題である。現在の我が国の制度では難しい。国の法律で、全国一律に合理的配慮義務を定めることは可能だが、自治体の条例では困難だと思う。これについてはまた、佐藤先生からも補足があると思う。

また、外国法モデルの検証について。

実効性のある救済機関をどう考えていくか。今まで見ていた事務局の資料は、私の法的感性からすると、やや正確さを欠くと思うのが正直なところである。

世界の法体系には、大きく分けて、英米法と、ヨーロッパ法(大陸法)の体系がある。他に、社会主義法などもあるが、この2つが主。

ところが、しばしば、英米法というと、アメリカとイギリス系を一緒に扱ってしまう。これは学者の世界でもよくあること。資料を見たとき思ったのは、1997年以来、私はオーストラリアに留学していたのだが、オーストラリアはイギリス連邦なので、イギリス法の国である。イギリス系の国を見ていくと、かなり似かよった法制度を持っている。オーストラリアをみると、カナダも、ニュージーランドもよく分かる。イギリスの植民地だったところの国家元首は、今もイギリス女王。オーストラリア、ニュージーランドも、未だに形式的にはイギリス連邦で、“帝国”は残っていることになる。ルールのモデル作りは、そのような国々がみんな集まって、お互いに「こんなことをしている」という情報交換をしている。私の留学中も、南アフリカやカナダの人が集まって情報交換をしていた。

例えば、資料にもあるが、カナダ人権法について。これがなぜ出来たか。カナダなどのイギリス系諸国には憲法に人権規定が存在しない。なぜか。それが当たり前のこととされているから。現在のアメリカにはあるが、当初はなく、人権を脅かすような法律が出来てきたために、修正で人権規定が盛り込まれた。

イギリス系の国々は相変わらず人権規定がない。オーストラリアにもカナダにもない。この資料でいうと、憲法上、障害者の差別禁止が規定されている国として、少なくとも、ニュージーランドや南アフリカを挙げるのはおかしい。少なくとも、憲法に障害者の権利規定だけがあるのはおかしい。

ドイツは、ヨーロッパ系の国だが、少なくとも障害者のみの差別を禁じている憲法（基本法）の条文はないと思う。

申し訳ないが、そういう意味では、この資料は実証性に欠けると言わねばならない。

レジュメに戻るが、アメリカ法(ADA)は障害者差別を裁判所に持ち込み、命令等を行うという形式を取っている。国全体の連邦法で、連邦裁判所に持ち込んで裁判で解決を図る。

2番目は、アメリカ法とイギリス法は方式が違う。オーストラリアの紹介をするが、1992年に障害者差別禁止法(DDA)ができた。イギリス法モデルの場合は、「人権及び機会均等委員会」というもので(資料8参照)。法律用語辞典から翻訳したのは「障害者差別に関する委員」という項目であるが、皆さんのイメージとして近いものは、オンブズマンだろう。この人に対して苦情を申し立てる。「障害者差別に関する委員」は、「人権及び機会均等委員会」のメンバーでもある。この委員会は、人種差別や性差別のコミッショナーや、アボリジニという先住民を守るコミッショナーもある。障害者には障害者担当の委員がいる。苦情があると調査に出かける。調査をして結果を大臣に報告する。あるいは、勧告を行う。あるいは、レジュメのように、調査研究をする。これが実は重要で、結果として、立法の提案をしたり、教育プログラムの提案を議会に対して行う。裁判になったとき、その補助をしたり、証人としてコミッショナーが立つこともある。障害者の側に立って支援するのが役割である。こうしたスタイルがイギリス法系の国々では一般的であり、ニュージーランドやカナダもこのような方式である。

ごく大雑把に分ければ、アメリカではいきなり裁判所に行く。イギリス法では、コミッショナーに持って行き、調査をしたり勧告をしたりすることになる。

英米法としばしばひとくりにされるが、アメリカのADAとイギリスのDDAのモデルはかなり違うのではないかと思う。アメリカ法(ADA)はかなりいろいろな本が出ているし、むしろ皆さんのほうがよく研究されていてご存じかと思うが、オンブズマン方式も一つの選択肢として考えていいのでは、というのが私の提案である。

3、ハードルールとソフトルール

ハードルールは白黒はっきり付けられる場合は良いと思う。例えば、今までの議論では虐待に該当する場合。そうでない場合はどうかと言うと、ソフトルールのほうが良いと思う。コミッショナーやオンブズマンに苦情を申し立てる。同時に、関係当事者が集まって、計画を作っていく。「どうすれば障害者差別がなくなるか」と。

いきなり統合教育を持ってきて、「できない学校には罰則だ」というのは無理ではないか。例えば5年計画なり10年計画なりで、モデル校を作って、どうすればうまくいかを皆で考えながら進んではどうか。

条例では、教育などのプログラムを組むための基本原則を盛り込むことになる。関係者を巻き込んで計画を作っていく方法はないか、と。これは、国際法の世界では一般的な話である。国連の人権委員会などでレポート、名指しされた国がカウンターレポートなどを出し、話し合う。

必ずしもこうしろ、ということではなく、長いタイムスパン、時間の経過の中で改善していくこと、漸進的なやり方を積み重ねていくことで、差別的な意識というものが解消していくやり方はないものか。ソフトルールとして、基本原則をきちんと掲げて、それに基づいて、計画を作るやり方はないか。

継続的な運動をしていくためには、ソフトルールのほうがよい。ハードルールだと、個々の事例への対処という“点”としてはうまくいくかもしれないが、“面”という全体のシステムとしては向上しにくい。これまでの研究会の検討を聞いていて考えたが、これは社会の意識を変えようという試みでもあるから、いきなりハードルールを持ってくるのは厳しいし、反発も強いのではないかと思う。その辺りの情報を提供することとして、話を終わりたい。

（野沢座長）

ありがとうございました。大変分かりやすく整理されていてよかった。続いて、佐藤さんからお話を。

（佐藤副座長）

余り時間もないので、若干のお話を。

私はこういう法的な話に違和感がないが、皆さんは一日法学部生といったところだろうと思う。でも、障害者の人権について、こんなに学ぶ法学部生はいないだろうから、さしずめ一日法科大学院生といったところかもしれない。

さて、コメントを。1つ目、憲法が民対民の関係に適用されないのは、全くそのとおりである。2つ目は、千葉県だけでできることとできないことがある。私の職場は千代田区で、自宅は船橋市。千代田区は路上でタバコが吸えない。隣の新宿区では吸ってもよい。大学は全館禁煙。では、どうやってたばこを吸うかというと、建物と敷地のわずかな隙間で吸っていたりと喫煙者は肩身の狭いことになっている。そして船橋市はタバコポイ捨て禁止。

ことほどさように、ルールは全国一律でないのが難しいが、許された範囲の中で、工夫をすること。それこそ、民意を反映した条例を作ることは可能だと思う。

民法という法律があるが、公序良俗、不法行為を媒介として、千葉県の条例の効果を発揮することも出来るのではないかと思う。しかし、それはあくまで裁判所が判断すること。千葉県と東京都で公序良俗が異なるのはおかしい話かもしれないが、「ある程度」の効果はあるのではないか。

もう1点だけ。これは、あくまで裁判所を念頭に置いている。千葉県も日本国内。鈴木先生もおっしゃったが、国の裁判所をあてにしなくてもよいのではないかと思う。平等に生きていくための施策をしていくためには、なにも裁判所に頼る必要はない。そ

の機能を担っていく機能、運動していく機能を持つこと。

もう一つは、「千葉県の裁判所」を作ること。社会福祉協議会の運営適正化委員会などもあるが、千葉県独自の判断機関を作ること。これがあることを前提にしたときの計画の推進の仕方と、ないときの推進の仕方は変わってくるのではないか。担っていく組織や人材をどう作っていくかということが課題であるが。

（野沢座長）

ありがとうございました。今日はいろいろと勉強させていただいたが、皆さんの率直な意見を聴いてみたい。

（横山委員）

2つ質問がある。

1つめ、条例は法令に違反しないことが前提、とあったが、例えば、身体障害者は手帳を持っている人だけというように、障害者は手帳を持っている人に限定されてしまうのか。

また、「全ての人の人権を尊重しこれを擁護する」というような文言は入れられるのか。

（鈴木教授）

これが、実は、2つとも皆さんに議論してほしいことでもある。まず、障害者の定義が法律に縛られるのかということ。これは、法律に縛られる必要はないと思う。しかし、制度として国の裁判所に持ち込むことを前提にすると、縛られるのではないか。だが、その判断をする機関や制度を独自に作るのであれば、これも変わってくるのではないか。

もう一つは、宣言規定という形にする方法もある。世界人権宣言も、20年かかったが条約となった。条例に書くことが時期尚早なものは宣言という形にするなど、裁判所にかかる内容をと宣言的な内容との振り分けが必要になってくるのではないか。

（竹林課長）

補足するが、手帳と障害者の関係については、現行法ですでにそうではない。

身体障害者は、法律上、手帳を持っている人が身体障害者とされている。しかし、知的障害者や精神障害者はそうではない。特に精神障害者は、こちらで把握している人の一部しか手帳を持っていない。しかし、一般の人が判断するときに、例えばバスに乗ったりプールに入るとき、定義上、精神障害者手帳を持っている人に限ることはある。

そこからまた広がって、手帳に限らず、国の制度を超えられるかと言う話になってくる。手帳に限れば、既に持っていない人も障害者と言える。

（障害者計画推進作業部会 植野委員）

法律を知らないのを承知で質問させていただく。船橋市ではタバコ罰則条例がある

が、市川市にはない。タバコが具体的に問題になっているのは船橋市だけだと思うが、それでも罰則を設けるのに地域差が出てくる理由を知りたい。

また、「やめて下さい」という倫理面での啓発を重ねた上で、それでもだめだから罰則ということになるのではないかと。障害者差別という問題に対して、皆さんの認識が成熟していないところから問題が生じているのではないかと思う。

ハートビル法やタバコには2つの特徴がある。数値的にはっきりしているし、また、目に見える。しかし、障害者差別は目に見えない。

（野沢座長）

船橋市でのみ問題というのは具体的にはどういうことか。

（障害者計画推進作業部会 植野委員）

船橋市で実際に失明した方がいると伺った。しかし、他の地域でこのような問題がないのにあえて罰則を設けた理由は何なのか。

（佐藤副座長）

差別について条例を作るときにも同様だと思うが、条例を作るのは議会だから、その議会にいかにか訴えるかということ。さらに突き詰めれば、我々市民の意識・活動・運動がどうか、また、行政の意識がどうか、ということ。千代田区のように2,000円の罰金を取ってもよいという意識の地域もあるし、そうでない地域もある。また、その前提として、地域の市民活動の差、考え方の差というものが反映している。多くの千葉県民の理解が得られるものかどうか。差別についてもそうなる。

（障害者計画推進作業部会 植野委員）

要は社会が成熟していないということなのか。

（佐藤副座長）

成熟というと語弊があると思うが、意識が違うということ。ここにいる人だけではなく、多くの県民の理解が得られるかどうかということが重要である。

また、数値目標を設けるのは難しい。目に見えないものは規定上作りにくい。まず、目に見えない差別があるということ認識する必要がある。そして、ソフトな活動ができる機関を作っていく。目に見えないものなので、かならず意見の相違が出てくる。それを調整していく必要がある。

（鈴木教授）

最後の見えない差別の例だが、そのような例は、オーストラリアではコミッショナーが調査研究を行う。継続的に調査研究をしていくことが重要ではないかと思う。何が差別かということ掘り起こしていくことが重要である。

（障害者計画推進作業部会 植野委員）

ソフト的なことについて、どういう委員がどのような物差しで決めるのかということ。それぞれの見解の相違がどのように反映されるのか。

（野沢委員）

私はその物差しを作るために調査研究をしていくのではないかと思う。

（鈴木教授）

条例に掲げた基本原則に基づいて、コンセンサスを作り、継続的に調査研究を続けるというシステムの循環が大切なのではないかと考える。

（障害者計画推進作業部会 竜岡委員）

鈴木教授のお話は大変面白いお話だと思う。頭を冷やして行かねばならないと思う。コミッショナーや調査研究はいい話だと思う。コミッショナーの規模、構成や常設なのか否かなどを詳しく知りたい。

（鈴木教授）

オーストラリアでは、政府から独立した行政委員会である。しかし千葉県では地方自治法の縛りがあるので、独立した委員会を作ることはできない。しかし、ある程度機能的に、知事からも独立した形でやっていくことはできる。例えば情報公開審査会はかなり独立している。しかし、諮問機関、アドバイス機関として実質的に独立させることは可能。苦情に対して審査する機関と、苦情を受ける機関を分けるというやり方もある。割と自由に議論してよいのではないか。男女共同参画関連では、苦情を受けるところと審査するところを分けているところも多い。子どもの権利関係もそういうものが多い。審議会の中に部会を設けるという例もある。また、委員会は常設であり、総督（大統領に相当）が任命し、かなり地位が高い。

（野沢座長）

私は日本弁護士連合会でイギリスのDDAの研究をした人に話を聞いたことがあるが、DRC（障害者権利委員会）は、規定で15人いる委員の半数は障害者とするのとされており、実際は9割くらいが障害当事者ということである。

（白川委員）

浦安で毎月1回、障害をもつ普通学級に通っている子の母親たちと話し合いをしている。

統合教育ということについては、今お話にあった計画ということについてかなりお母さん方は現実的な見方をしていて「今そこまで言っていたら議会で潰されてしまうだろう」という話をしていた。鈴木先生が言うように、原則を外さず盛り込んでほしいというところ。いきなり統合教育が無理なら、親と当事者の選択を保障、とか、個別の支援計画を立てる、とか、救済機関などははずせないというところで収まった。「法律の詳

しいところは分からないが、この条例を是非とも通してほしい。語弊があるが、最初はある意味ざる法でもいい。原則を外さなければ。まず議会を通す必要がある。何年か活動する間に肉付けしていけばいい。議会を通るような条例を作ってほしい。」というあるお母さんの意見に対し、みんなで「そうだね」とうなずいたことがあった。

（西村委員）

今日はとても興味深い話を聞かせていただいた。

条例で障害者差別を考える中で、今後、継続的な活動をするため、基本原則を中心に条例を作っていくときに、議会を通す前に県内で市民活動を盛り上げていく必要があると考えたが、どうすればよいのかと気になった。

また、条例の制定後、継続的な活動をする中で、法務局などの既存の機関とどのように整合性をつけていくかが難しいように思う。

（佐藤副座長）

どの程度活動しなければ条例ができないのか、ということについてはわからないが、現在ある差別を容認するような条例ならば作らない方がいい。条例化されていないが、みんなで共有している意識があると思う。それを条例化し、みんなが分かりやすくすればよい。

しかし、考え方の分かれるものを盛り込もうとすると政治問題となる。政治問題として意識されるかどうか、このメンバーで議論していくことにかかってくると思う。

共有される意識の中で、それは当然そうでしょうと言うものを探し出して明確にしていくこと。そして、そこから一步先取りすることも考えられるのではないかと思う。

また、現在ある法律の枠の中で活用できる資源は活用すればいい。法的環境として、まず「使える」ということを知らないことが多いので、活用すべき。

（鈴木教授）

ルールには、社会に追いついていくルールと、社会を引っ張っていくルールとがある。この条例の性格には、社会を引っ張っていくルールという面があるが、しかし、先に進みすぎると後から誰も付いてこないおそれがある。法務局の話があったが、今ある環境を使いやすくする条例も考えられる。

（野沢座長）

この条例ができたから差別がすぐなくなる、ということはない。何が差別を掘り起こして、啓発したり、活動するための条例を作っていかなければならない。ミニタウンミーティングもその重要なツールの一つになる。

（白川委員）

先ほどのざる法というのも極端で語弊があり誤解を招きそうなのだが、基本原則だけはきちんと捉えてほしい。他の細かいところは後で肉付けしていけばよいので、議会を通るようにしてほしい。作った後も大事だと言っていたが、普通のお母さんはコミ

ッショナー方式など思いつかないので、肉付けはあとからすればいいと思うけれども、今日はそのイメージがわかった。

（堀口委員）

コミッショナーの調査能力ということについて。差別の中身について研究する必要があると以前私も言ったところだが、要は、ざるの目が後から細かくなっていけばいいと思う。

ところで、山梨県における法令の検討が資料に載っていたが、その後どうなったのか。海外の成功例にのみ学ぶのではなく、全国の困難例に学ぶことも同じ轍を踏まないためにも重要だと思う。

（竹林課長）

全国的に見ても、「障害者差別をなくす条例」という試み自体にはさほど歴史のあるものではない。この分野では山梨県が先行し、2～3年前から検討をしていた。山梨県では障害者幸住条例がすでにあり、10年先くらいの長いスパンで福祉部門の事務方が地道に検討を進め、現行法との関係などを一つ一つ整理していた。

千葉県で昨年7月に障害者計画を作ったときに、堂本知事が障害者地域生活づくり宣言を出し、全国紙に条例の件が掲載されて各地で波紋があった。

山梨県では知事がこれを見て、関係課を集めての会議が設けられた。そのとき、福祉部門としては条例案の成案がなかったので、アメリカのADA、日本弁護士連合会委員会やDPI日本会議の法律案を例として示した。他の部局の人たちにすれば過激な内容で、「不可能ではないが時期尚早であり、国がやるべきこと」という結論になった。頓挫した原因は、非常に狭い範囲で仕事をしていたこと、運動の広がりを持てなかったことということだった。

また、この新聞記事掲載後、千葉県の動きが発端となって、宮城県、長野県、熊本県、和歌山県、埼玉県等で同様の動きや問い合わせがあった。

宮城県では千葉県よりも先に条例を作ろうと努力した。昨年（平成16年7月）の千葉県の発表から約半年後の平成17年2月を目標に条例を作ろうということになった。半年という短期間で作ろうとしたら、このように研究会で作ることは難しいと思う。

しばしば、宮城県の条例案に対して厳しい意見が出されるが、これは宮城県の担当部局のせいではなく、むしろ、条例という法形式そのものの弱さに由来するもの。それにもかかわらず、急いで案を作ったためか「逃げようとしている」と思われた。そのため、「障害者団体にも反対されてはだめだ」ということになり、平成17年2月の議会への上程を断念した。知事からストップがかかったわけではないので、捲土重来を期するだろうが、期限は定めていないようである。他の都道府県の動向は把握しきれていない。

（野沢座長）

山梨県について補足すると、山梨県が勝負を賭けたのは2001～2年。日本弁護

士連合会がシンポジウムを行ったところ。日本弁護士連合会のほかDPI日本会議も動き、手をつなぐ育成会の権利擁護委員会でも精力的に活動した。山梨県も担当者が東京や大阪を頻りに訪ねたりしたが、地元で障害者差別に関する講演などを開いても、会場の入場者はまばらだったという。県の職員が非常に熱心でも、当事者もほとんど知らないという実情であった。

（障害者計画推進作業部会 木村委員）

植野さんから見えない障害という話があったが、精神障害は表明できない障害。横山さんの話のように、隠れて薬を飲むというような状況がある。偏見と差別、これをどう考えればいいのか。ハンセン氏病なども同じような状況かもしれないと思う。表明できないということが一番問題だが、それをどうすればいいのか。

（障害者計画推進作業部会 植野委員）

確かに同じ共通点があるのかもしれない。全国で障害者差別に関する条例の話があるが、国はなぜ動かないのか。都道府県によって温度差があるという話だが、ソフトな対応も可能だが、熱意のない地域もある。どのように捉えたらいいのか私にも分からない。条例には限界がある。

（野沢座長）

少し意味がつかめないが、これは障害者計画で条例を作ろうという人がいたから、現在そういう動きになっている。他の県では、必ずしも、県民参加で障害者計画を作っているわけでもないし、知事が話を聞くわけでもないからではないかと思う。

（鈴木教授）

条例が国の法律を先取りする現象というものが起こっているのではないかとと思われる。

（佐藤副座長）

国の法律と地方の条例との関係で鮮やかに覚えているのは、消費者関係のもの。地方の条例に国の基本的な法律が後からついて行った。それはそれでまた大変なことなのだが。

（森委員）

本日の鈴木先生のお話は、整理をして頂いて大変解り易かったと思います。ただ普通に暮らしていると、法律と条例との区別がつかない、解らないということが有るのではないかと思う。区分けを意識する必要のない生活を実際に行っていると、「何でもかんでも決め事は法律である」という考え方や思い方が多くの生活者の意識ではないか。